

GH あさひ

11 利用料金(2024年4月1日現在)

サービスを利用した場合の「利用料金」は以下のとおりであり、あなた様からお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割(一定以上の所得のある方は2割又は3割)の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1)基本利用料

基本利用料		要支援2	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
自己負担	1割(日)	749円	753円	788円	812円	828円	845円
	1割(月)	22,470円	22,590円	23,640円	24,360円	24,840円	25,350円
自己負担	2割(日)	1,498円	1,506円	1,576円	1,624円	1,656円	1,690円
	2割(月)	44,940円	45,180円	47,280円	48,720円	49,680円	50,700円
自己負担	3割(日)	2,247円	2,259円	2,364円	2,436円	2,484円	2,535円
	3割(月)	67,410円	67,770円	70,902円	73,080円	74,520円	76,050円

※介護保険料を滞納(2年以上)されますと3割負担になります。

保険給付外

家賃	1ヶ月 20,000円					
保証金	なし					
食費	1ヶ月 33,300円(1日1,110円)					
水道光熱費	1ヶ月 18,000円(1日600円)					
合計(1ヶ月)1割	93,770円	93,890円	94,940円	95,660円	96,140円	96,650円
合計(1ヶ月)2割	116,240円	116,480円	118,580円	120,020円	120,960円	122,000円
合計(1ヶ月)3割	138,710円	139,070円	142,220円	144,380円	145,820円	147,350円

●1ヶ月を30日として計算しております。また、月の途中で利用を開始した場合、又は、月の途中で利用を解除した場合は、家賃は日割り計算になります。

(2)加算と算定要件:1割負担

以下の要件を満たす場合、上記の基本利用料に以下の負担額が加算されます。(以下掲載の金額は1割負担の例示です。一定以上の所得のある方は2割又は3割負担となります。)

既存加算	算定要件	負担額
サービス提供体制強化加算 (共通加算)	① 介護福祉士 70%以上または 勤続10年以上介護福祉士 25%以上	①:22円(日)
	② 介護福祉士が60%以上。	②:18円(日)
	③ 常勤職員 75%以上、介護福祉士 50%以上、勤続7年以上の者が30%以上、のいずれか。	③:6円(日)

認知症専門ケア加算 (該当者加算)	<p>①認知症専門加算(Ⅰ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者が、入所者1/2以上。 ・認知症介護実践リーダー研修修了者を、1名以上配置。 ・職員間での認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導会議を定期的実施。 <p>②認知症専門加算(Ⅱ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症専門加算Ⅰの要件を満たし、かつ、認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置。 ・介護・看護職員ごとの研修計画を作成し、実施。 	<p>①:3円(日)</p> <p>②:4円(日)</p>
医療連携体制加算Ⅰ3 (共通加算)	24時間訪問介護ステーションと連携により連絡看護師を1名以上確保し、24時間連絡できる体制を確保している。	37円/日
入院時費用 (該当者加算)	入院後三月以内に退院が見込まれる入居者について、退院後の再入居の受け入れ体制を整えている場合(一月に6日を限度とする)	246円/日
退居時情報提供加算 (該当者加算)	入居者が退居し、医療機関に入院する場合、医療機関に対して、入居者の同意を得て、心身の状況、生活歴等の情報提供を行う。	250円/回
看取り介護加算 (該当者加算)	<p>医師より回復の見込みがないと判断された終末期の利用者やその家族の要望に沿って看取りに対応した場合に加算</p> <p>①死亡日以前 31日～45日以下</p> <p>②死亡日以前 4日～30日以下</p> <p>③死亡日以前 2日～3日</p> <p>④死亡日</p>	<p>① 72円/日</p> <p>② 144円/日</p> <p>③ 680円/日</p> <p>④ 1280円/日</p>
初期加算 (該当者加算)	利用開始から30日間について算定	30円/月
科学的介護推進体制加算 (共通加算)	全ての利用者の身体状態、栄養状態、口腔機能、精神状態をデータ化しサービス計画に活用し、介護サービスを行う。	40円/月
介護職員処遇改善加算 (共通加算)	介護職員処遇改善交付金を介護報酬に円滑に移行するために、例外的かつ経過的な取り扱いとして創設。(令和6年5月分まで算定)	一月保険適応単位総数の11.1%
介護職員等特定処遇改善加算 (共通加算)	介護人材確保のため他の職員も含めて、更なる処遇改善を進めるための加算。	一月保険適応単位総数の2.3%
介護職員等ベースアップ等支援加算 (共通加算)	介護職員の収入を3%程度引き上げるための措置を講じるため、創設(令和6年5月分まで算定)	一月保険適応単位総数の2.3%
介護職員等処遇改善加算(共通加算)	介護職員等の人材確保を更に推し進め、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへとつながるよう、令和6年6月以降、処遇改善に係る加算の一本化と、加算率の引き上げを行う。(令和6年6	一月保険適応単位総数の17.8%

	月から算定)	
--	--------	--

- ・サービス提供体制加算は算定要件により①～③を算定します。
- ・認知症専門ケア加算の①を算定しますが、算定要件に該当する利用者のみに係る加算です。
- ・医療連携加算は介護度1～5の方が対象です。支援2の方は算定しません。
- ・看取り介護加算の算定に当たっては、別紙、「看取り介護に関する指針」に基づきサービス提供を行います。

(5) その他の利用料

- ・「理美容代」「教養娯楽費用」「おむつ代」「シャンプー」等は実費となります。

- (6) 利用料の支払 利用料金の支払いは、現金、銀行口座振り込み、または預金口座振替により、指定期日までにお支払ください。